

青年学校の地域的役割

三 浦 嘉 久

序

青年学校は1935（昭10）年4月1日に公布された勅令「青年学校令」によって設立され、39（昭14）年に義務制となり、そして47（昭22）年3月31日に公布された「学校教育法」によって廃止された。それは尋常小学校ないし国民学校初等科に直結し、そこから19歳に至るまでの全ての勤労青年大衆にとっての学校であった。すなわち青年学校は、“小学校の教育を終へた後、一般の中等学校へ進学することなく、市町村に在住して実務に従事し、又は実務に従事せんとする男女大衆青年を対象とし、その実務の傍らに教育を施す学校であって、他の学校の如く、生徒は学校生活を本務とするのではなく、職業の傍らに教育を受くる、⁽¹⁾”ところに特色があった。

最盛時（昭和18年次）の生徒数は306万人。戦前の社会において重大な役割を果たしたと考えられる。なかでも鹿児島県の当局者は政府の奨励に即応しこれに大きく力を入れた⁽²⁾ので全国の関心を集めた。

ところが青年学校は“戦後ひっそりと——当然であるかの如く——廃止され、‘軍国主義教育の見本’との印象を残したまま取り上げられる術もない、⁽³⁾。しかし問題の重要性は現在の処遇とは全く逆である。この点につき例えば山本茂美は、青年学校の前身である青年訓練所についてであるが、次の角度から指摘しており、これは青年学校についてもきわめて示唆的である。

“昭和前半における日本社会の下部組織としての地方町村、部落にみたオピニオンリーダーとしての青訓および青訓指導者のはたした役割は単なる軍隊の体質問題にとどまらず、近代日本の仕組みを知る上の大事な手がかりとなるであろう、⁽⁴⁾。

青年学校は、“軍国主義的風潮の高揚とともに、軍隊とあまりにも密接化するため、戦後かえって研究の盲点となってしまったきらいがある、⁽⁵⁾。従って青年学校には研究上未解決の問題が多くある。例えばその性格は後述するように重要な課題であり、また義務化の意義なども軽視できない。また82（昭57）年の日本社会教育学会で注目された個人研究の一つは「青年学校制度終熄過程の研究」（東京都立大学 小林平造）であったが、この問題も重要である。

本稿の課題は青年学校の歴史的 position を専ら追究するものではない。青年学校について鹿児島県の場合に限って、その地域的役割の実証的な考察を試みるものにすぎない。

一 青年学校の性格

従来青年学校の性格について広く行われてきた見解は、軍事教育説と呼ぶべきものである。例えば次のような論者がある。

“軍事教育が中心、(『岩波教育小辞典』)⁽⁶⁾。 “青年学校制度は、要するに戦前の軍国主義体制のもとで、軍事的予備教育すなわち壮丁準備教育の機関として作られた、(『教育学大事典』)⁽⁷⁾。

しかし軍事教育説にはいくつかの観点からいくつかの大きな疑問がある。

その一は青年学校の沿革である。青年学校はそもそも実業補習学校と青年訓練所を統合して新設されたのであるが、前者の目的は “公民教育、職業教育、であり、後者の目的は “心身の鍛練、つまり教練を主としていた。そこで青年学校の目的は “男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活に須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムル、(青年学校令、勅令第41号、昭10、第1条)こととされ、実業補習学校、青年訓練所の目的を併有するものであった。従って青年学校では本来公民教育、職業教育および教練の三者の均衡が期待されており、決して教練、つまり軍事訓練を中心とするものではなかった。そして青年学校要綱を審議した文政審議会も特に職業教育の重視に関心を払ったとされている⁽⁸⁾。

軍事教育説は以上のような沿革に照らして軍事教育面を強調しすぎるといえよう。

その二は青年学校の教育課程である。

その目的を具体化した青年学校の教育課程は第1表のようになっている。

第1表 青年学校教授訓練科目およびその時数⁽⁹⁾ (昭和10年4月1日)

普通科(男子)						
	修身及 公民科	普通学科	職業科	体操科	合計	
第1年	20	90	60	40	210	
第2年	20	90	60	40	210	

普通科(女子)						
	修身及 公民科	普通学科	職業科	家事及 裁縫科	体操科	合計
第1年	20	80	80		30	210
第2年	20	80	80		30	210

本科(男子)						
	修身及 公民科	普通学科	職業科	教練科	合計	
第1年	20	50	70	70	210	
第2年	20	50	70	70	210	
第3年	20	90		70	180	
第4年	20	90		70	180	
第5年	20	90		70	180	

本科(女子)						
	修身及 公民科	普通学科	職業科	家事及 裁縫科	体操科	合計
第1年	20	50	110		30	210
第2年	20	50	110		30	210
第3年	20	50	110		30	210

ここでは普通学科，すなわち「日常生活ニ須要ナル普通ノ知識技能ヲ増進シ一般的教養ヲ高ムルヲ以テ要旨」⁽⁹⁾とするもの，職業科，すなわち「職業ニ須要ナル知識ヲ修練セシメ兼ネテ職業生活ノ社会的意義ヲ体得セシムルヲ以テ要旨」⁽¹⁰⁾とするもの，の時間的比重の大きさに注目しておきたい。

その三は青年学校の時期的変容である。

これはかなり多彩であって軍事色の一色でぬりつぶすことは極端にすぎよう⁽¹¹⁾。すなわち軍事教育説は特に戦争末期の実態に重きを置きすぎているのではないか。そして44（昭19）年以後のわが国においては「男子の中等学校並びに高等諸学校における教育の中心は軍事教育にある観を呈するに至った」⁽¹²⁾のである。これと青年学校の軍事教育とはむしろ量的差異でしかなかったのではなからうか。

次に近時登場した青年学校の性格に関する見解は次のような公民教育説ともいうべきものである。

「今世紀の初頭以来，青年団，実業補習学校を通して，青年教育を一貫して貫いてきた「健全ナ国民，善良ナ公民」を育成するための公民教育がやはり青年学校教育の核心をあらわすものであった」⁽¹³⁾。

しかし公民教育はその「核心」とするものの内容に明確性を欠くきらいがある。すなわち国民とか公民とは何かという点において具体的な内容が問題となるのであるが，特に公民概念についていえば，自治国民，国家公民，社会公民，自治公民の諸義があり，論者により一定しないのである⁽¹⁴⁾。

最後に職業教育説がある。これは最近筆者が唱導するものである。軍事教育を全く無視するものではなく，青年学校に二つの顔を認め職業教育の面をより重視するのである。

卑見を文部省社会教育官，千葉敬止の文言により多少敷衍すれば次のようになる。

「実務に就いて居る青年に対する教育であるから，その実務たる職業に対する教育に力を用ひなければならぬことは，又申す迄もない」⁽¹⁵⁾。

職業教育説は青年学校の沿革，教育課程，消滅過程を比較的よく説明しうる。

なお青年学校の性格としてもう一つ重要な問題がある。それは青年学校が地域社会と深く結合したことである。千葉敬止はこの点について次のように述べている。

「他の学校の如く一般的ではなくして，市町村の自治民を養成するといふ所に定まった目標を有し，主として其の市町村生活に即して教育すべき学校である」⁽¹⁶⁾。

そこで青年学校の教授および訓練科目はきわめて概括的に区分されており，その教育課程は「著しい融通性をもつ」⁽¹⁷⁾ものであった。というのも各科の内容については土地の状況に応じて適切な事項を選択して，男女青年の実際生活に役立つものを教育できるようにするためである。

地域社会との結合は実際の青年学校においてよく実現されていた。

二 鹿児島県の青年学校

1. 実 態

全国的にみれば「青年学校が専有の校舎、校庭その他の設備・施設等を有するものはほとんどなく、小学校その他のものを利用していても他の学校においてはみることのできないことであつた」⁽¹⁸⁾。

これに対して鹿児島県の場合、様相はかなり独特であつた。41 (昭16) 年5月に発行された、鹿児島県青年教育振励会 (当時鹿児島県庁にあつた) 編集の『躍進の青年学校』には次のような記述がある。

「本県青年学校教育は、市町村当局、学校当事者並に一般県民の理解と努力と後援により極めて順調なる発展を続け、今や独立学校111校、専任教員1,300余名、設備亦能く整ひ、経費も相当多く、実績も挙り県民衆望の中に生生発展しつつあり。今後は形式を整備すると共に一層内容の充実に励め、「日本の将来は青年教育にあり、青年教育の実光は鹿児島より」の実を挙げざるべからず」⁽¹⁹⁾。

これは単なる自画自賛ではなかつた。それは例えば37 (昭12) 年に鹿児島県を視察した文部省の朝比奈策太郎青年教育課長の次の談話からもつとにうかがわれる。

「鹿児島県に於ける独立青年学校の増加は、凄まじい勢です。市町村数140、青年学校177校の中、独立のものは実に68校の多きに上っております」⁽²⁰⁾。

また第2表は、例えば専任校長数、専任教員数、1校宛専任教員数、専任俸給(月)、1校宛平均経費などから、本県青年学校の充実を示している。

第2表 鹿児島県の青年学校⁽²¹⁾ 1941

	本 県	福 岡 県	佐 賀 県	長 崎 県	熊 本 県	大 分 県	宮 崎 県	沖 縄 県	全 国
面 積	km ² 9,104	4,940	2,449	4,076	7,438	6,334	7,739	2,386	382,545
人 口	万人 162	293	68	134	141	101	87	60	7,288
市 町 村	140	306	125	180	344	243	90	50	11,381
市町村平均面積	km ² 65	16	20	23	22	26	86	48	33.6
青 年 学 校	校 184	476	139	297	428	287	115	140	18,234
1町村平均青年学校	1.3	1.6	1.1	1.6	1.2	1.2	1.3	2.8	1.6
専 任 校 長	111	33	14	7	8	10	42	—	441
専 任 教 員	1,292	1,148	664	655	750	532	461	42	27,881
1校宛専任教員	7.0	2.4	4.8	2.2	1.8	1.9	4.0	0.3	1.5
専任教員俸給(月)	円 63.85	62.51	55.72	53.00	53.05	49.00	60.80	47.40	56.66
1校宛平均経費	7,070	4,717	5,455	3,285	2,184	1,981	6,291	689	2,529
生 徒	59,640	110,805	33,719	55,706	64,066	34,340	40,031	19,910	2,786,042

なお組織、施設の充実のほかに、鹿児島県の場合制度的に女子にも準義務制をとった点全国に比類がない。すなわち39（昭14）年4月、青年学校令改正（勅令第254号）により義務制が実施されたが、それは次の規定にあるように男子青年に限定されており女子青年は除外されていたのである。

“年齢満12歳ヲ超エ満19歳（中略）ニ至ル迄ノ男子ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ヲ除クノ外其ノ保護者ニ於テ之ヲ青年学校ニ就学セシメ義務課程ヲ履修セシムルコトヲ要ス、（第12条。傍点は引用者）。

今日、この問題につき、“女子青年に対する教育と労働の場面における差別、⁽²²⁾とか、“当時いまだ男尊女卑の封建制が残存していた結果ともみることができ、⁽²³⁾という批判がある。

これに対し鹿児島県の場合、「青年学校令」に基き、「青年学校施行規則」（鹿児島県令第34号、昭14・8・25）を制定し、女子青年の全部に対しても次のように準義務制を規定しており、甚だ注目されるのである。

“青年学校令及青年学校令施行規則中義務就学者ニ付定ムル規定ハ青年学校義務就学者以外ノ男女該当年齢者ニシテ青年学校ニ就学スルモノニ対シ之ヲ準用ス、（第19条。傍点は引用者）。

そこでつとに朝比奈課長は、“青年教育を論ずる者は、一度鹿児島県を視察して置く必要がある、⁽²⁴⁾と広く勧めている。

実際に西志布志青年学校には38（昭13）年にヒトラユーゲントが、41（昭16）年に高松宮が視察に来校している。また、南九州で陸軍特別大演習が行われた35（昭10）年11月には頼娃青年学校に勅使が視察に来校している。なお喜入青年学校にも“高松宮や小倉侍従長ら全国の有名人の来校がしきり、⁽²⁵⁾であったという。

これらの視察は当時社会的な意義が極めて大きかったことを考えれば、鹿児島県青年学校の全国的な声価がうかがわれる。

2. 沿 革

青年学校の前身を構成するのは実業補習学校（1899、明32「実業学校令」勅令第29号）と青年訓練所であるが、後者はおくれて1926（大15）年4月に発足した（勅令第70号）。両者は“一般青年に対する国家の二大教育施設、⁽²⁶⁾といわれた。

実業補習学校と青年訓練所とはその趣旨や生徒の年齢関係において互いに異なる別個の制度であったが、両者は等しく市町村の経営であり、多くは小学校に併設され、職員も小学校長ならびに教師の兼務が多く、かつ生徒にも重複がある実態であった。

一般的に実業補習学校は農村においては青年訓練所の発足と同時に対象、年齢、年限ともに青年訓練所の制度に一致させたいわゆる充当実業補習学校となり、それは増加の傾向にあった。主として市町村長の側から両者の統合に対する要望が次第に高まっていたからである⁽²⁷⁾。

鹿児島県の場合、1926（大15）年5月に「青年訓練所実施要項」が制定されるが、この際に“本県実業補習学校実施要項ニ抛ル場合直ニ以テ之ヲ青年訓練所ニ代ラシムルヲ得ヘク、⁽²⁸⁾と指示さ

れた。なお同月、「実業補習学校教育実施要項」が改正され、「実業補習学校ノ名称ヲ公民学校、高等ノ実業補習学校ヲ高等公民学校ト称スルコトヲ得、⁽²⁹⁾という一項が追加された。ちなみに公民学校の名称は本県独自のものではなく、他県にも例えば徳島県松茂村立松茂公民学校、福島県立田島高等公民学校などがある。

さらに1930(昭5)年4月、「鹿児島県実業補習教育実施要項」が改正された。改正の第1点は「実業補習教育ヲ受クヘキ者ノ就学期ヲ統一シテ一期、二期ニ区別シ第一期ノ教育ヲ施ス学校ヲ公民学校ト称シ第二期教育ヲ施ス学校ヲ高等公民学校ト称シ之レヲ青年訓練所ニ充テテ青年教育ノ体系ヲ整備シタ、⁽³⁰⁾ことであつた。別言すれば「実業補習教育ト青年訓練トヲ融合統一シタル青年教育機関ヲ確立シテ青年教育ノ刷新ヲ期シタ、⁽³¹⁾ということになろう。「爾来公民学校又ハ高等公民学校ノ名称ノ下ニ青年訓練充テテ実業補習学校ヲ特別スルモノ次第ニ其ノ数ヲ増加シ已ニ県下全町ノ半ニ達セントスルノ実状ニ在リ、⁽³¹⁾。

第3表は昭和7年度の本県実業補習学校数、充テテ実業補習学校数および後者の前者に対する割合を示すものである。

第3表⁽³²⁾

	補習学校数	青訓充テテの学校数	学校数に対する割合
鹿児島市	4	0	0.00
鹿児島郡	13	5	0.63
揖宿郡	7	5	0.71
川辺郡	11	10	0.91
日置郡	15	10	0.77
薩摩郡	36	16	0.44
出水郡	9	9	1.00
伊佐郡	6	5	0.83
始良郡	31	18	0.59
曾於郡	11	11	1.00
肝属郡	25	12	0.48
熊毛郡	22	3	0.14
大島郡	20	1	0.05
合計	210	105	0.50

充テテ実業補習学校は青年学校と同視しうべく、従つて実質的な意味での青年学校は立法より早かつたといえる。

なお鹿児島県の実業補習学校は「学校数ばかりではなく、独立専用教室の充テテ度や1校当たりの専任教員数等断然全国のトップレベルに達し教育内容の面でも優れた学校が多かつた、⁽³³⁾という。後年本県青年学校の充テテは一つはここに胚胎している。

かくして、青年学校制度の全国的な発足は35(昭10)年4月であるが、鹿児島県の場合「今回制定ノ青年学校制度ハ本県ニ於テハ已ニ公民学校又ハ高等公民学校ノ名称ノ下ニ存在セルモノノ組織強化ヲ図ラントスルモノ、⁽³⁴⁾という受け止め方であつたのである。

3. 性 格

鹿児島県の青年学校はどのような性格を持っていたか。ここでは二つの特色が挙げられよう。

第1は鹿児島県の青年学校は地域社会の産業、特に農業と密接な関係を持っていたことである。

第4表は農業課程の青年学校生徒が圧倒的に多かつたことを示している。

第4表 鹿児島県青年学校 職業科目別生徒⁽³⁵⁾ 1940(昭15)年3月1日現在

	学 校	生 徒 総 数	男					女					
			総 数	普 通 科	本 科	研 究 科	専 修 科	総 数	普 通 科	本 科	研 究 科	専 修 科	
総 数	182	56,163	35,449	1,422	31,339	2,478	150	20,714	3,189	14,909	1,494	1,122	
市	農 業	131	36,384	22,159	1,013	19,563	1,579	4	14,225	2,038	10,641	1,133	413
	商 業	5	3,325	2,981	58	2,547	255	121	344	2	65	11	266
	工 業・商 業	2	961	724	16	630	78	—	237	109	87	3	38
町	工 業・農 業	2	266	195	—	170	5	—	91	—	91	—	—
	工 業・農 業・商 業	5	2,992	2,053	96	1,877	80	—	939	147	631	8	153
	工 業・農 業・水 産	1	1,502	887	11	821	55	—	615	39	576	—	—
村	工 業・農 業・商 業・水 産	2	1,008	812	32	719	61	—	196	24	169	3	—
	農 業・商 業	5	2,422	1,827	65	1,619	118	25	595	94	462	32	7
	農 業・水 産	8	1,749	1,140	50	1,019	71	—	609	91	506	3	9
立	農 業・商 業・水 産	3	1,886	1,544	60	1,399	85	—	342	22	320	—	—
	農 業	1	184	153	5	140	8	—	31	—	30	1	—
	農 業・工 業・商 業	1	464	342	—	317	25	—	132	9	153	—	—
立	工 業	9	2,263	217	14	193	10	—	2,046	552	1,045	269	180
	農 業	1	42	42	2	33	7	—	—	—	—	—	—
	商 業	1	82	82	—	71	11	—	—	—	—	—	—
私	鉱 業	1	193	193	—	171	22	—	—	—	—	—	—
	農 業・工 業	2	274	25	—	20	5	—	249	11	151	31	56
	鉱 業・工 業	1	93	93	—	90	3	—	—	—	—	—	—
立	農 業・工 業・商 業	1	73	—	—	—	—	—	73	51	22	—	—

もともと青年学校は地域社会の産業と深く結合することを志向していた。たとえば青年学校の本旨において「学校ノ組織内容ハ(中略)地方ノ情况, 青年ノ境遇等ニ適応セシムルモノトス」⁽³⁶⁾とされており, 「青年学校教授及訓練科目要旨」においては「土地ノ情况ニ適切ナル教授及訓練」⁽³⁷⁾が求められ, 職業科は「農業, 工業, 商業, 水産其ノ他ノ職業ノ中ニ就キ土地ノ情况ニ適切ナル事項ヲ授クベシ」⁽³⁸⁾とされ, また「職業科教授及訓練要目」において農業科の場合, 本科, 研究科および専修科にあっては「其の地方の農業の情况, 経済更生計画」⁽³⁹⁾を考慮して, 「適宜必要なる教授を選び適切に実施要目を定むべし」⁽³⁹⁾と注意されていた。かくして青年学校は「地方に於ては農村更生に貢献することも少なくない」⁽⁴⁰⁾という評価も受けることとなった。

ところで「土地ノ情况」の意味であるが, それはある時代的背景を持っていた。

27(昭2)年の恐慌以来慢性的不況に悩んでいた農業は, 30(昭5)年の世界恐慌の過程でどん底にたたき落された。そして32(昭7)年ごろから満州事変に伴うインフレの作用もあって, 日本の景気は上昇するが農業だけは容易に恐慌から脱出できなかった。さらに34(昭9)年の冷害は, 特に北海道や東北に悲惨な状況を現出させ, 色々な社会問題を激しく表面化したのである⁽⁴¹⁾。

この時期, 農業生産は全体として35(昭10)年までは不況の影響を受けて停滞していた。ここで注目される農政は, 32(昭7)年から政府の指導の下に行われた農村経済更生運動である。これ

は年に1,000程度の村を政府が指定し、それに経営改善、生活の自給化、貯蓄奨励、負債整理、産組の拡充等々を中心とした更生計画をたてさせ、これを政府が援助するというものであった。つまりこれは以後もたびたび展開される「村づくり運動」の嚆矢をなすものである。

このような背景を青年学校のある立案者は次のように認識していた。

“現今の農村社会の状況を観察すると、農村は疲弊の極に陥って居り、其の農村社会の重要性に鑑みて更生を図るを急務とされて居るのである。然るに農村の更生は、旧習に泥んで居る成人の力に依っては覚束ない。矢張り理想に燃え因襲に囚はれて居ない青年の力に俟たなければならぬと叫ばれてゐるのである。農村青年学校に於ては、この点に意を用ひて教育し、⁽⁴²⁾なければならぬ、と。

ところで鹿児島県の農業は“色々な角度から極端に零細な経営のままに停滞し、⁽⁴³⁾ていたとされる。そして昭和年代に入って農村経済が不況に沈滞するに伴って、29(昭4)年に本県では臨時鹿児島県産業調査会を組織し、当時50万円の予算を計上して広く農業に関する奨励方針の大要を明らかにしていた⁽⁴⁴⁾。

この中で“村を富ましめたいか若人の心を磨け、⁽⁴⁵⁾と、鹿児島県の青年教育の先覚者は叫んだのである。

要するに青年学校の経営は、単に、地理的環境としての地域社会とだけではなく、さらにある時代的課題を負った地域社会と深く結合することを要請されていたのである。

西志布志青年学校の場合をみよう。ここは鹿児島県のみならず、日本の代表的な青年学校といわれる。

この学校の意義を考えると其の置かれた西志布志村の経済的環境に注目せざるをえない。

“昭和初めに農村を襲った恐慌は、僻遠の西志布志村においても、農家負債整理組合をつくり、経済更生指定村として自立更生計画に取り組み、難局打開の途を開いた、⁽⁴⁶⁾。

その更生計画(32年)は教育計画を含むもので、そこには“教育精神の昂揚と国民的自覚を重点とし勤労教育、経済訓練の助長をはか、⁽⁴⁷⁾ることがうたわれている。

かくして西志布志青年学校には“不毛のシラス台地に生きる農村青年のため、⁽⁴⁸⁾の職業教育重視の理念が育まれるのである。

次の学校行事は、1937(昭12)年ごろのものであるが⁽⁴⁹⁾、ここに西志布志青年学校の実際がかなりうかがえよう。この中で軍事教練に関する行事(下線が引かれている)の位置づけも明らかになっている。

- 4月 1-4日、家庭訪問。5日、入学式。6日、職員会。15日迄、学用品検査及役員選挙。
 中旬、1人1研究調査。18日、勸業協議会。22日、村内校長会。25日、進農会総会、役員任命式、作業服着初式。29-30日、身体検査。
- 5月 3-4日、製茶講習。8日、後援会役員会。10日、村教育会。22日、村内校長会。27日、海軍記念日、遠足。28-29日、4郡青年学校研究会。
- 6月 5日、修身科研究会。6日、職員体育会。10日、時の記念日。17-18日、壮丁教育。22

日，村内校長会。

- 7月 1－10日，田植休業。8日，読方研究会。14日，田植。22日，村内校長会。中旬，考查。
- 8月 簡閲点呼見学会，早作甘藷収穫。23日，村内校長会。中旬，家庭実習地審査。下旬，家計簿指導。30日，耐熱行軍。
- 9月 5日，勸業協議会。12日，進農会総会。19日，村青年総会。22日，村内校長会。26日，郡青年総会。
- 10月 3日，県青年大会。9日，珠算競技会。17日，女子青年総会。20日，算術研究会。20－22日，水稻陸稲刈試。22日，村内校長会。26－28日，堆肥審査，1人1研究物提出。
- 11月 3日，明治節，体育会。11日，勅使御差遣記念日，査閲。17日，御親閲記念日連合演習，郡女子青年総会。22日，青年記念日，村内校長会。中旬，珠算競技会。
- 12月 中旬，考查。24日，収穫祭。26日，卒業生学寮宿泊座談会。下旬，入営兵予習教育。
- 1月 1日，拝賀式，中堅青年講習会。8日，勸業協議会。15日，進農会総会。22日，村内校長会。25－30日，男女青年婦人戸主講習会，25－2月6日，公民作業及裁縫講習。
- 2月 7日，父兄会。11日，紀元節，海軍志願予習教育。15日，民育研究会，小組合研究会。22日，村内校長会。28日，開校記念日，武道大会，製蓆製繩競技会。
- 3月 上旬，優良分田及台所検査。6日，産業組合記念日。10日，陸軍記念日，招魂祭。11日，家計簿審査，愛農会総会。13日，村婦人会総会バザー。20日，卒業式。中旬，考查。24日，村青年総会。下旬，修学旅行。

次に穎娃青年学校の場合である。ここも本県の代表的な青年学校といえよう。

穎娃村の経済的環境は30(昭5)年，当時の村長樋渡盛広が次のように所信表明しているところに知られる。

“我村は生産経済の勧奨之れ努むるに拘らず，村民の生活に余裕なきは，医療代及其他商店の売掛金の回収の状況の如き，各種の世相に徴するも其一端を窺ふに足る所にして，殊に中産階級の疲弊は近年頗る顕著なるを感ぜずんばならず⁽⁵⁰⁾。

かくして穎娃青年学校で重視されたのは各種の技術教育であった。

ここでは第1部(1週1日出校)の外，男子第2部(1週6日，通年，昼間制)に電気科，土木科，木工科，採鉱冶金科(以上各2年)，培本科(1年)，女子に家政科(2年)を設置した。

そして中国大陸に着目し，生徒に中国語教育をほどこすとともに開拓民としての必要な知識を授けた。

というのも，前身である村立の村一円の公民学校，高等公民学校を創設した前述の樋渡村長は次のような教育理念を持っており，これが後任者にも継承されたからである。

“机上の学問よりも，実地でたたきこんだ農村青年を，今すぐ間に合うように教育して世に出した方が社会の受け入れも容易であり，郷土青年を救う道である⁽⁵¹⁾。

かくして建築科，土木科，電気科は次三男対策として非常に効果があがり村民に非常に喜ばれ，また卒業生は日本全国だけでなく中国，満州，朝鮮，台湾等にも進出し活躍したという。

最後に喜入青年学校にふれたい。同校は大隅半島の西志布志青年学校に対し薩摩半島を代表した青年学校である。

ここでは当時の前田慶吉村長と松下末七青年学校長が手をにぎりあって「勤労を尊ぶ校風を作ろう」⁽⁵²⁾と青年学校経営に力をつくしたという。

以上のように鹿児島県の主な青年学校とされるものはいずれも職業教育、特に各農村の実情に対応した、に特長があった。

そしてその特長は、後発の地域社会の変革・地域共同体の青年の雇用対策としばしば結びついていたのである。

82(昭57)年9月、和田喜造有明町長、和田信二西志布志青年学校長の子息、は筆者に次のような印象的なエピソードを語った。

「父は青年学校で軍事教育を青年にほどこして軍人に志願させた理由についてこんな話をしていた。

「兵役に就かせて早く恩給を受けられるようにし、その後恩給と農業収入で家計を支えさせるためである。」

当時若かった私は父をずるいと思った。」

つまりここでは軍事教育自体もまた青年の雇用対策と結びつくほどに時代的課題はきびしかったのである。

第2は、今日なお鹿児島県下の各地域社会の指導者が多く青年学校の出身者であることである。地域社会の指導者としてここでは市町村の議会議員を取り上げたい。

たとえば81(昭56)年4月に選出された日置郡金峰町の町会議員20名中5名は青年学校卒業生であり、他の学校卒業生を圧倒している事実がある。

第5表は83(昭58)年4月に行われた本県の市町村議員全当選者数と青年学校卒業生数を示すものである。なお青年学校卒業生中には、ごくわずかであるが高等公民学校、他府県の青年学校の卒業生が含まれている。

これによれば三島村、里村、蒲生町、志布志町のように青年学校卒業生が1人もいない例もあるが、他方野田町のように43.8%、東市来町のように40.9%も青年学校卒業生が占める例もある。

総じて町村議員の場合、議員定数934名中青年学校卒業生は133名で、全体に占める割合は14.2%となっている。

くわしい検討・比較は後日の研究に委ねたいが、青年学校が地域社会の指導者を育成した意義は非常に重要なものがある。つまり鹿児島県の青年学校は地方自治と深く結合していたからである。

第5表 市町村議員数と青年学級卒業生数⁵³⁾

— 1983年4月施行鹿児島県統一地方選挙 —

市 町 村	議 員 数	青年学 校卒数	市 町 村	議 員 数	青年学 校卒数	市 町 村	議 員 数	青年学 校卒数
1. 市 議 員			(6) 出水 郡			田代 町	14	1
枕 崎 市	26	3	野田 町	16	7	(11) 熊毛 郡		
加世田 市	26	2	高尾野 町	20	5	中種子 町	22	2
串木野 市	25	2	東 町	18	3	南種子 町	20	2
阿久根 市	24	4	長島 町	16	5	屋久 町	18	2
大口 市	24	1	(7) 伊佐 郡			上屋久 町	20	1
鹿屋 市	30	6	菱刈 町	20	1			
垂水 市	24	1						
2. 町 村 議 員			(8) 始良 郡					
(1) 鹿児島 郡			加治木 町	22	4			
桜島 町	18	2	始良 町	24	3			
三島 村	10	0	蒲生 町	20	0			
(2) 揖宿 郡			溝辺 町	18	6			
喜入 町	20	3	横川 町	16	4			
山川 町	20	1	吉松 町	16	1			
(3) 川辺 郡			牧園 町	20	2			
坊津 町	18	1	霧島 町	16	2			
知覧 町	20	2	福山 町	14	1			
(4) 日置 郡			隼人 町	24	1			
市来 町	18	1	(9) 曾於 郡					
東市来 町	22	9	財部 町	20	2			
松元 町	18	2	末吉 町	22	1			
郡山 町	18	3	志布志 町	20	0			
(5) 薩摩 郡			松山 町	14	3			
樋脇 町	18	4	有明 町	20	3			
東郷 町	16	1	大崎 町	22	5			
宮之城 町	22	4	(10) 肝付 郡					
里 村	10	0	内浦 町	16	2			
上甕 村	14	2	串良 町	20	6			
薩摩 町	16	2	高山 町	24	2			
祁答院 町	16	3	東串良 町	18	5			
鶴田 町	16	2	吾平 町	18	3			
			大根占 町	18	3			
			根占 町	18	3			

4. 戦争末期の青年学校

(1)

43 (昭18) 年, 戦局の緊迫化に伴い, 10月に「教育ニ関スル戦争非常措置方策」(発国474号, 各地方長官宛, 文部次官)が, そしてこれに伴い「青年学校ニ於ケル教授及訓練ノ臨時措置ニ関スル件」(発国477号, 各地方長官宛, 文部次官)が出された。

これにより青年学校教育は軍需生産増強と緊密な連携を保って整備強化されることになった。後者の通達の主な内容は次のとおりである⁽⁵⁴⁾。

イ. 都道府県ニ於テ規定セル各学年ノ教授及訓練標準時数中普通学科及職業科ニ付テハ之ヲ減ジ青年学校令施行規則第1条ニ規定スル最低ノ教授及訓練時数トスルコト

ロ. 職業科ノ教授及訓練ニ付テハ其ノ時間ニ於ケル職域勤労ヲ以テ教授及訓練時間トシテ取扱フコト

此ノ場合ハ職場ノ練達者ヲ教員トシテ増置スルト共ニ生徒ノ出席情況ヲ明ニシ教育ノ徹底ヲ期スルコト

ハ. 心要ニ応ジ普通科ノ教授及訓練時数ノ一部ヲ減少シ之ヲ職業科ノ教授及訓練時数ニ増加スルヲ得ルコト

ニ. 職員ヲシテ生徒ノ家庭及寮舎等ニ於ケル自学自修ヲ指導スルト共ニ生活訓練ヲ徹底セシメ教養ノ向上ヲ図ルコト

以上により青年学校は戦時色に染め上げられて正常な教育課程を放棄せざるを得なくなってしまうのである。

45 (昭20) 年3月, 政府は「決戦教育措置要綱」(閣議決定)を決定し, これにより同年5月, 「戦時教育令」(勅令第320号)が制定, 公布された。この結果45 (昭20) 年4月1日から1年間, 国民学校初等科を除くあらゆる学校の授業が停止されることになった。これは全学徒を食糧増産, 軍事生産など直接決戦に緊要な業務に動員するためである。

かくして青年学校教育のみならず全ての教育は崩壊してしまい, やがて終戦を迎えるのである。

(2)

鹿児島県でも青年学校教育は戦局の緊迫化に伴い, 次第に地域社会の問題より国策が強調されるようになった。たとえば40 (昭15) 年2月, 紀元二千六百年記念全国青年学校教育研究大会が「皇祖発祥」の鹿児島県で開かれたが, 開会式において藤野恵知事は本県の青年学校教育について次のように述べている。

「教育の実際に当りましては, 国策に順応すべく実践的人物の錬成を主眼として教育及訓練の徹底を図⁽⁵⁵⁾っています, と。

また43 (昭18) 年4月に地方長官会議が開かれたおり, 天皇から本県青年学校の状況に関し下問があったことを契機に, 鹿児島県は「整旨奉答青年学校教育振興策」を定め, 特に戦力増強と生産力増強に邁進することとなった。この時定められた教育課程は第6表のとおりである。

第6表 鹿児島県青年学校教授訓練科目およびその時数⁽⁵⁶⁾

本科男子第一部

	修身及公民科	普通学科	職業科	教練科	計
第1学年	40	130	130	120	420
第2学年	40	130	130	120	420
第3学年	35	100	95	130	360
第4学年	30	50	60	130	270
第5学年	30	50	60	130	270
計	175	460	475	630	1740

本科女子第一部

	修身及公民科	普通学科	職業科	家庭科	体操科	計
第1学年	40	110	70	130	70	420
第2学年	40	90	70	150	70	420
第3学年	40	70	60	180	70	420
計	120	270	200	460	210	1260

そして以後ますます軍事訓練と生産増強が重視され終戦にいたる。『川内市史』には「戦局の緊迫化に伴い、青年学校の生徒も、生産増強に動員されて勉強はできず、教育内容は後退した、⁽⁵⁷⁾と述べられ、『喜入町郷土誌』には「戦局の拡大に伴い、特に軍事訓練に重点が置かれた、⁽⁵⁸⁾と述べられている。

つまり本県の青年学校史も戦争末期には他県と同じく食糧増産、軍需生産および軍事訓練でぬりつぶされ、本来の職業教育は停止したとみられる。

そして今日残された青年学校の像はおそらくこの時期のものではないか。もっとも『鹿児島県教育史』は「日華事変以来、軍の予備学校的な性格を帯びて軍事訓練に力を入れていた、⁽⁵⁹⁾と述べて、青年学校がより早い時期に変質したことを指摘している。ただこのことについては後日の研究に委ねたい。

三 青年学校の現代的意義

わが国の学校は戦前、中央集権的官治行政の下に地方の人材を中央に供給する「国家のための学校」であった。

このことは特に大学などのおよそ高等教育機関について明白であるが、中等教育機関についても妥当する。しかし戦後、学校教育制度は教育法上コペルニクスの転回をとげ「国民のための学校」を標榜するに至る。そして今日は学校と地域社会との結合があらためて強調されて、「住民の

ための学校」が課題である。

もともと青年学校が強い国家性を背景にしていたことは他の学校と同様である。すなわち「青年学校教授及訓練科目要旨」によれば青年学校は、常に教育勅語の旨趣を体して教育しなければならなかったし、いずれの教授および訓練科目を授ける場合にも、たとえば「一、忠君愛国ノ義ヲ明ニシ献身奉公ノ心操ヲ確立スルコトニカムベシ」などという事項に留意しなければならなかった。しかし同時に青年学校は、前にもみたように独特の地域的役割をになっていたのである。

ところで今日、鹿児島県の場合、健康な職業生活と豊かな文化的環境を基盤とする自治的な地域社会の創造が課題といえよう。特に農村の振興は深刻な問題である。ではここで何が構想されなければならないか。「住民のための学校」の実現は解答の一つとなる。さらにこの場合問題は「学校と地域社会との結合」の意味である。これについては青年学校の地域性がより具体的に参照されなければならない。

青年学校の場合、第一の意味は学校と地域社会との結合が職業教育を媒介としており、地域社会の振興と職業人、特に農業人の育成ということであった。

まず農業教育について、鹿児島県の青年学校は郷土の食糧増産が中心で自立的な本当の農業人を育成しなかったと懐疑的な論者⁽⁶⁰⁾もある。これに対して青年学校が地域社会の農業の振興に寄与したと認め、その功績を高く評価する論者⁽⁶¹⁾もある。

実際は、たとえば曾於郡有明町の場合西志布志青年学校について「今なおその成果を残し、地域農業の振興に寄与している」⁽⁶²⁾、出水郡野田町の場合、野田村立青年学校の前身の野田村立高等公民学校についてであるが「村内の農業発展に資するところが多かった」⁽⁶³⁾などという積極的な評価がいくつみられる。

筆者は青年学校の、この方面の意義を高く認めるのであるが、さらにくわしくは後日の研究に委ねたい。

かつて長野県に「高遠拓殖青年学校」という青年学校があり、それは同県下でも特色のある学則を持っていたといわれる。すなわち「本校ハ、(中略)地方ノ開拓者又ハ移殖民タラントスル者ヲ養成スル(後略)」(第1条)⁽⁶⁴⁾がそれである。そこでは移殖民の訓練は「兵士予備軍の育成以上に、農村の悲願でもあった」⁽⁶⁴⁾という。

総じて鹿児島県の青年学校の場合、その職業教育はこのような、「農村の悲願」に根差していたとみられる。たとえば穎娃青年学校には高遠拓殖青年学校とかなり共通の性格がみられる。つまり青年学校の職業教育は学校と地域社会とを、「農村の悲願」、すなわち地域社会の最も深い部分あるいは最も切実な要請において結合させていたことも指摘しておきたい。

第二の意味は、地域社会の核となる人材、指導者の育成ということである。しかしこれについては後日の研究に委ねなければならない⁽⁶⁵⁾。

三浦：青年学校の地域的役割

〔註〕

- (1) 千葉敬止『青年学校原論』、東洋図書、1936、94ページ。
- (2) 鹿児島県教育委員会『鹿児島県教育史』、鹿児島県立教育研究所、1961、393ページ。
- (3) 茶園義男『青年学校論』、教育出版センター、1978、3ページ。
- (4) 山本茂美「太平洋戦争と青年訓練所」『世界』、1968年9月号、239ページ。
- (5) 茶園、前掲、4ページ。
- (6) 五十嵐顕他編『岩波教育小辞典』、岩波書店、1982、169ページ。
- (7) 宮坂広作「青年学校」細谷俊夫他編『教育学大事典、第4巻』、第一法規、1978、69ページ。
- (8) 千葉、前掲、39ページ。
- (9) 「青年学校規程」、文部省令第4号、1935年4月1日から作成。
- (10) 「青年学校教授及訓練科目要旨」、文部省訓令第19号、1935・8・21。
- (11) 私見と同旨、大蔵隆雄「青年教育の確立過程」文政審議会研究会『1920～30年代における教育再編成の構想とその展開』、科学研究費総合研究報告書、1980、74ページ。
- (12) 中島太郎『近代日本教育制度史』、岩崎学術出版社、1969、991ページ。
- (13) 国立教育研究所編『近代日本教育百年史、第8巻』、教育研究振興会、1974、297ページ。
- (14) 千葉敬止『公民教育と其の方法』、教育研究会、1926、150ページ。
- (15) 千葉、『青年学校原論』、前掲、95ページ。なお千葉自身は、同ページにおいて公民教育、職業教育、教練を鼎の三本足に譬えており、「教練はまた青年の気風に合して青年の喜ぶ所であり、且つ我が国民には今尚職業教育を軽んずる風が存するのであるから、余程注意しないと公民教育、職業教育を軽視し、教練の指導のみに走るの虞れがある。」とし、三者の何れの方にも片寄らないように注意を喚起している。
- (16) 前掲、94ページ。
- (17) 中島、前掲、802ページ。
- (18) 前掲、808ページ。
- (19) 中森英太郎編『躍進の青年学校』、鹿児島県青年教育振励会、1941、1ページ。
- (20) 朝日奈策太郎「青年学校の動向」『青年と教育』、1936年9月号、15ページ。
- (21) 中森編、前掲、9ページ。
- (22) 国立教育研究所編、前掲、307ページ。
- (23) 中島、前掲、804ページ。
- (24) 朝日奈、前掲、15ページ。
- (25) 南日本新聞社『郷土人系、中』、春苑堂書店、1969、37ページ。
- (26) 篠原助市『増訂教育辞典』宝文館、1935、548ページ。
- (27) 小尾範治「青年学校」城戸幡太郎編『教育学辞典、第3巻』、岩波書店、1938、427ページ。
- (28) 鹿児島県訓令甲第15号、『鹿児島県公報』号外、1926年5月24日、1ページ。
- (29) 鹿児島県訓令甲第16号、前掲、6ページ。
- (30) 鹿児島県訓令甲第19号、『鹿児島県公報』号外、1930年4月12日、2ページ。
- (31) 鹿児島県訓令甲第7号、『鹿児島県公報』号外、1935年5月16日、1ページ。
- (32) 鹿児島県『昭和7年10月、鹿児島県補習教育概要』、14ページから作成。
- (33) 山下巖「青年学校」南日本新聞社編『鹿児島大百科事典』、南日本新聞社、1981、593ページ。
- (34) 鹿児島県訓令甲第7号、前掲。
- (35) 『鹿児島県統計書』昭和14年版、教育228。
- (36) 「青年学校令及青年学校規程制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項」、文部省訓令第2号、1935・4・1。
- (37) 文部省『青年学校教授及訓練要目（職業科）』、1939、489ページ。
- (38) 前掲、491ページ。

- (39) 前掲, 62ページ。
- (40) 小尾範治, 前掲, 427ページ。
- (41) 農業史については, 楫西光速他『双書日本における資本主義の発達8』, 東大出版会, 1977, 782ページ以下を参照。
- (42) 千葉, 『青年学校原論』, 前掲, 263ページ。
- (43) 鹿児島県『鹿児島県農地改革史』, 鹿児島県, 1975, 419ページ。
- (44) 前掲, 423ページ。
- (45) 前田盛孝「本県青年教育運動」『鹿児島教育』, 1940年1月号, 16ページ。
- (46) 有明町郷土史編さん委員会『有明町誌』, 有明町, 1980, 589ページ。
- (47) 前掲, 328ページ。
- (48) 「教育人国記」81『日本教育新聞』, 1946・11。
- (49) 茶園, 前掲, 81～82ページ。
- (50) 穎娃町郷土史編集委員会『穎娃町郷土誌』, 穎娃町, 1975, 317ページ。
- (51) 井上正巳「胸像・村長と校長と学生」『創立四十周年記念誌』, 鹿児島県穎娃高校, 1981, 53ページ。
- (52) 南日本新聞社, 前掲, 37ページ。
- (53) 『南日本新聞』, 1983年4月15日から作成。
- (54) 『近代日本教育制度史料, 第4巻』, 58～59ページ。
- (55) 「全国青年学校教育研究大会」『鹿児島教育』, 1940年3月号, 58ページ。
- (56) 「鹿児島県の聖旨奉答青年学校教育振興策」『青年と教育』, 1943年9月号, 27～28ページから作成。
- (57) 川内郷土史編さん委員会『川内市史下』, 川内市, 1980, 705ページ。
- (58) 喜入町郷土誌編集委員会『喜入町郷土誌』, 喜入町, 1981, 393ページ。
- (59) 鹿児島県教育委員会, 前掲, 397ページ。
- (60) 川村純二氏(元鹿児島県・郡視学)の筆者に対する談話, 1981年6月5日。
- (61) 山下, 前掲, 592ページ。
- (62) 鹿児島県教育委員会, 前掲, 397ページ。
- (63) 「自律創造 野田小学校創立百周年記念誌」, 1980, 27ページ。
- (64) 仲新監修『学校の歴史, 第3巻』, 第一法規, 1979, 154ページ。
- (65) ちなみに山形県の青年学校教育についても「地方の中堅人物養成にあずかって力ある。ことが指摘されている。佐藤源治『決戦下の山形県教育史』, 決戦下の山形県教育史出版協賛会, 1977, 305ページ。

(本研究は, 昭和57年度鹿児島県育成財団の助成に大きく負っている。同財団に感謝申し上げます。)